

# 総務常任委員会

平成20年6月16日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎中西 和夫	○伴 吉晴	小林 誠
紀 良治	嶋田 善行	辻 善次
中川議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
教 育 長	栗本 裕美	総 務 部 長	池田 善紀
総 務 課 長	佐藤 滋生	総 務 課 参 事	吉田 昌敬
同 課 長 補 佐	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	加藤 恵三
同 課 長 補 佐	谷口 智子	企 画 財 政 課 長	面 卷 昭 男
同 課 長 補 佐	本 庄 徳 光	税 務 課 長	山 崎 善 之
同 課 長 補 佐	松 岡 洋 右	教 委 総 務 課 長	野 崎 一 也
同 課 長 補 佐	吉 村 三 郎	生 涯 学 習 課 長	清 水 修 一
生 涯 学 習 課 技 師	平 田 政 彦	監 査 委 員 書 記	山 崎 篤
会 計 管 理 者	浦 口 隆	会 計 室 長	清 水 孝 悦

## 3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤 原 伸 宏	同 係 長	峯 川 敏 明
-------------	---------	-------	---------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 小林委員、 紀委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより総務常任委員会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

はじめに町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 ありがとうございます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に小林委員、紀委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いをいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

それでは、レジメに沿いまして進めたいと思います。

はじめに、1. 付託議案についてであります。

（1）議案第30号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。 山崎税務課長。

税務課長 それでは、議案第30号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

税務課長 前回の委員会でご説明申し上げた内容と同様でございます。末尾に要旨を添付しておりますので、要旨の朗読に併せ、特に公的年金からの特別徴収について具体的な事例等をまじえて説明申し上げます。

末尾の要旨をご覧くださいませすでしょうか。

(要旨朗読)

税務課長 本制度の導入につきましては、前回の委員会において説明をさせていただきますましたが、当町における年金受給者の課税状況等について具体的に今回ご説明を申し上げます。

今回、特別徴収の対象となっている65歳以上の年金受給者は、本年度課税時点で5,893人でございます。これら対象者のうち課税されている人は2,634人、約45%の人が今回の制度改正に伴う対象者となる見込みでございます。次に、どれぐらいの年金を受給していれば課税されるのか、すなわち特別徴収されるのかという点について具体的な課税の事例に基づきご説明申し上げます。

まず、単身者の場合でございます。公的年金収入が148万円以上の場合には課税されるということでございます。次に、配偶者を扶養家族としている場合、これがケースとしては一番多いんですが、公的年金収入が192万8千円以上の場合には課税されるということでございます。なお、現時点では政省令が発表されておりませんので制度の詳細部分については流動的であります。より具体的になりましたら、当委員会にご報告申し上げてまいりたいと考えておるのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上が公的年金からの特別徴収制度の導入についての補足説明でございます。

その他、②個人住民税における寄附金税制の見直し、③上場株式等の譲渡益に対する課税の特例措置、④上場株式等の配当所得に対する課税の特例措置及び⑤公益法人制度改革等についての地方税法等が改正となることから町税条例において所要の改正を行うものでございます。

また、固定資産税関係におきましても、公益法人制度改革に伴い所要の改正を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第30号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。原案どおりご可決いただけますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 閉会中の委員会にもちょっとお尋ねしましたけれども、今回は具体的な人数、数値を出していただきました。対象者が2,634名ということで、公的年金からの特別徴収ということなんですけれども。この前も言いましたけれども、なんか税金を、町税を払っているという感覚やなしに取られているという感覚に陥る感じがしますねんけれども、この対象者に対しての対応はどのようにされるのか、ちょっとお聞きします。

税務課長 年金受給者の方におかれては負担が大きくなると感じられることも考えられますことから、制度の導入にかかる啓発につきましては、ホームページ、広報等を通じまして納税者に対し制度の導入の目的や利点を十分に理解いただきながら制度の周知、啓発を行い、円滑な導入移行を図ってまいりたいと考えております。

また、公的年金からの特別徴収の対象者の皆様に対しましては、なるべく早い時期に説明文書を別途送付させていただきご理解とご協力を求めてまいりたいというふうに考えております。

嶋田委員 今のご答弁では個々に対応していただけるということでよろしいんですか。

税務課長 そのとおりでございます。

嶋田委員 ありがとうございます。とにかく先ほども言いましたようにね、町

税を支払っているという感覚やなしに、取られているという感覚が一番怖いことですね。法令で特別徴収は認められていますけれども、個々、それぞれ承諾をいただくような感覚でもって説明のほうよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

委員長 ほかございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第30号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第31号、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。佐藤総務課長。

総務課長 それでは、議案第31号、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長 本議案につきましては、前回の委員会で説明させていただきました内容と同様でございます。要旨と新旧対照表に基づき説明させていただきます。それでは、末尾の要旨をご覧いただきたいと思ひます。

( 要旨朗読 )

総務課長

戻っていただきまして新旧対照表をお開きください。

新旧対照表の上段のアンダーラインのところですが、右側の旧のほうでは、読まさせていただきますと、または非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等となっておりますけれども、その等を除きまして、左の新のほうですが、替わりに救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者を追加し、文言の整理を行いました。

以上、簡単ではございますが、議案第31号、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。温かいご審議を賜りまして原案どおり議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

嶋田委員。

嶋田委員

これ毎年、公務災害補償の関係は、改正というのは度々出てくるとは思うんですけども。今回はこれ直接消防団員以外の方の関係になってると思うんですけども。消防団員の方にこういうことは周知されているのでしょうか。

総務課長

申し訳ございません。この金額についてですね、直接各団員さんには周知しておりません。

嶋田委員

これは私、以前の委員会にもお尋ねして、いやこれからは周知するようになるというふうな答弁いただいたと思うんですけども。最低でも、最低でもという言い方おかしいんですけども、本団の方にだけでもですね、周知していただいて、それから各分団、本団の方、各分団に言っていただくというかたちでも結構ですんでね、消防団員の

方に周知していただくようにご周知お願いいたします。

総務課長 はい、申し訳ございません。本団の役員会も開いておりますので、その場とかを利用して、本団を通して各団員さんに周知できるようにさせていただきたいと思います。

委員長 ほかがございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第31号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第34号、斑鳩中学校本館東棟校舎耐震補強工事請負契約の締結についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。野崎教育委員会総務課長。

教委総務課長 それでは、議案第34号、斑鳩中学校本館東棟校舎耐震補強工事請負契約の締結についてご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

教委総務課長 前回の委員会でご説明しました内容と同様でございます。続きまして2枚目の要旨をめぐっていただきたいと思います。この朗読を持ち

まして、ご説明とさせていただきたいと思います。

( 要旨朗読 )

教委総務課長 以上、簡単ではございますが、議案第34号、斑鳩中学校本館東棟校舎耐震補強工事請負契約の締結についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りまして原案どおりご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。  
ございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第34号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査案件について、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題と致します。

理事者の報告を求めます。 清水生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告申し上げます。

史跡中宮寺跡の整備についてでございますが、今年度より整備に向けた発掘調査に着手する計画であり、その初年度として塔基壇及び金



堂基壇などの伽藍中心部分の発掘調査を計画しております。

この、6月19日に、史跡中宮寺跡整備検討委員会の開催をいたしまして、専門的な立場よりの、ご意見を賜り、指導を得て、早期に調査を実施してまいりたいと考えております。

その他の事業につきましては、特段ご報告いたしますことはございません。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。ございませんか。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。  
継続審査案件については、報告を受け、一定の審査をしたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項について、(1) 議案第32号、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について、理事者の報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政  
課長

それでは、議案第32号、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)の内、総務常任委員会が所管されます予算補正につきまして、ご説明をさせていただきます。

本予算補正は、前回の委員会でご説明させていただきました内容と同様でございますが、本定例会に提出させていただいております平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)によりまして再度簡単にご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の6ページをお開きいただけますでしょうか。まず、歳入からご説明をさせていただきます。

はじめに、第17款寄附金、第1項寄附金、第1目寄附金では、第2節の福祉費寄附金で、去る4月7日に福祉基金へのご寄附をいただ

きましたことから、5万円の追加補正、また、第3節の教育費寄附金で、去る5月3日から6日に開催いたしました「史跡藤ノ木古墳石室特別公開」の際に藤ノ木古墳整備基金への募金をいただきましたことから、6万円の追加補正を行うものでございます。

次に、第20款諸収入、第5項雑入、第5目雑入では、第6節の雑入で、消防団員2名の方の退職に伴いまして、消防団員等公務災害補償等共済基金から、その退職報償金の受け入れとしまして121万3千円の追加補正、また今年度実施を予定しております「西岡常一棟梁生誕100年記念事業」につきまして、財団法人地域活性化センターの「活力ある地域づくり支援事業助成金」の要望を行っていたところ、採択決定を受けましたことから、50万円の追加補正を行うものでございます。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。7ページをご覧くださいませでしょうか。

はじめに、第2款総務費、第1項総務管理費、第6目の企画費では、「活力ある地域づくり支援事業助成金」の採択により、50万円を財源ふりかえするものであります。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目の社会福祉総務費では、第25節の積立金で、歳入でご説明申し上げた福祉基金への寄附金を、福祉基金に積み立てさせていただきますことから、5万円の追加補正をお願いしております。

8ページをお開きいただけますでしょうか。第8款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費では、第8節報償費で、消防団員2名の方の退職に伴う退職報償金を支払うため、121万3千円の追加補正をお願いしております。

次に、第9款教育費、第5項社会教育費、第4目文化財保存費では、第25節の積立金で、歳入でご説明申し上げた藤ノ木古墳整備基金への募金を、藤ノ木古墳整備基金に積み立てさせていただきますことから、6万円の追加補正をお願いしております。

9ページにお移りいただけますでしょうか。第12款予備費では、

今回の予算の補正から生じました財源50万円を、予備費に留保させていただくものであります。

以上、簡単ではございますが、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）のうち、総務常任委員会が所管されます予算補正の内容につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。  
嶋田委員。

嶋田委員 6万円を藤ノ木古墳整備基金に積立てられたということで、前回の委員会ですか、藤ノ木の基金というのは役目を終わったということで、新たな基金創設を考えているということなんですけれども、それは9月に報告していただくような話だったとは思いますが、それは9月の方向に向かって考えておられるのか、それちょっとお聞きします。

企画財政課長 藤ノ木古墳整備基金につきましては、藤ノ木古墳の整備が完了いたしましたことから、前回の委員会で申し上げましたとおり、その目的は終わっておると考えております。今後、その基金の見直しにつきましては、本町は歴史あるいは文化財に関する財政需要が相当ありますことから、そういったこと全般にわたります基金の新たな見直しを行ってまいりたいと考えております。

委員長 ほかがございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
次に、(2)平成19年度町税収納状況について、理事者の報告を求めます。 山崎税務課長。

税務課長

それでは、平成19年度の町税の収納状況についてご報告申し上げます。

資料1をご覧くださいませでしょうか。本表の下欄、合計の欄をご覧くださいませでしょうか。町民税をはじめとする町税の収納合計は、調定額33億7,093万7,444円に對しまして、収納額は31億8,797万2,611円となっており、調定額に對します収納率は、94.6%で前年度より1.1ポイント上回っております。

それでは、税目別にご説明申し上げます。

まず、個人町民税では、調定額15億6,115万2,193円に對しまして、収納額は15億3,668万217円となっており、調定額に對します収納率は、98.4%でございます。滞納分では、調定額6,359万4,673円に對しまして、収納額は1,522万6,535円となっており、調定額に對します収納率は、23.9%でございます。

次に、法人町民税では、調定額1億3,584万600円に對しまして、収納額は1億3,497万5,700円となっており、調定額に對します収納率は、99.4%でございます。滞納分では、調定額145万8,599円に對しまして収納額は68万7,800円となっており、調定額に對します収納率は、47.2%でございます。

町民税全体では、調定額17億6,204万6,065円に對しまして、収納額は16億8,757万252円となっており、調定額に對します収納率は、95.8%でございます。これを前年度と比較しますと0.7ポイント上回っております。

次に、固定資産税の収納状況でございます。調定額11億5,532万900円に對しまして、収納額は11億3,118万1,189円となっており、調定額に對します収納率は、97.9%でございます。滞納分では、調定額1億142万279円に對しまして収納額は3,241万4,563円となっており、調定額に對します収納率は、32%でございます。また、国が所有する固定資産に對しまして交付

あるいは納付される交付金及び納付金では、収納額は149万6,800円となっております。

固定資産税全体では、調定額12億5,823万7,979円に対しまして、収納額は11億6,509万2,552円となっており、調定額に対します収納率は、92.6%でございます。これを前年度と比較しますと1.4ポイント上回っております。

次に、軽自動車税の収納状況でございます。調定額3,454万1,100円に対しまして、収納額は3,342万1,100円となっており、調定額に対します収納率は、96.8%でございます。滞納分では、調定額494万5,800円に対しまして、収納額は108万1,100円となっており、調定額に対します収納率は、21.9%でございます。

軽自動車税全体では、調定額3,948万6,900円に対しまして、収納額は3,450万2,200円となっており、調定額に対します収納率は、87.4%でございます。これを前年度と比較しますと1.7ポイント上昇しております。

次に、たばこ税の収納状況でございます。収納額は1億7,544万4,075円となっております。

最後に、都市計画税の収納状況でございます。現年調定額1億2,431万5,200円に対しまして、収納額は1億2,171万7,711円となっており、調定額に対します収納率は、97.9%でございます。滞納分では、調定額1,140万7,225円に対しまして、収納額は364万5,821円となっており、調定額に対します収納率は32%でございます。

都市計画税全体では、調定額1億3,572万2,425円に対しまして、収納額は1億2,536万3,532円となっており、調定額に対します収納率は、92.4%でございます。これを前年度と比較しますと1.5ポイント上回っております。

また、平成20年5月31日現在の滞納の累積額は表の調定額に対する収納残額欄の最後に記載しておりますように1億5,271万5,

571円となっております。これを、平成19年度の繰越滞納調定額1億8,282万6,576円と比較いたしますと平成19年度中において約3,100万円を減少した状況となっております。

町税につきましては、本町の歳入の約3分の1を占めており、自主財源の中心を担う重要な収入であります。この町税収入の確保は、当町の発展のための施策や事業の実施のために不可欠であると同時に、納税の公平性を確保する観点からも重要なことでもあります。このようなことから、今後とも、滞納整理に早期に着手し、誠意のない滞納者に対しましては、積極的に財産調査のうえ預貯金等の差押えを行うとともに、差押えた財産をインターネット公売などを活用し早期に公売するなど、全町一体となった厳正かつ公正な取組みを進めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくご理解の程お願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、平成19年度町税の収納状況のご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

次に、(3)職員採用試験の実施について、理事者の報告を求めます。佐藤総務課長。

総務課長 平成20年度の職員採用試験の実施について、簡単ではございますが報告させていただきます。

今年度につきましては、募集職種は一般事務職、募集人数といたしましては数名程度を予定しております。また、試験日のほうなんですけど、統一試験日であります平成20年9月21日、日曜日を予定しております。

以上、簡単ではございますがご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。  
伴委員。

伴委員 今の一般職事務職の方、数名程度とおっしゃられましたが、具体的に数名といっても1人、2人から5名以上、というような感じも思うんですけど。そのあたりもう少し具体的にはわからんわけですか。

総務部長 具体的に今現在答えられる数字というのはまだ決めておりません。ただ、今年度退職、60歳定年退職する者は2名ございます。今日まで一般質問でもご答弁さしていただきました。職員が不足している課もございます。そこらも考慮いたしまして人数を決めていきたいと考えておりますので。今後の財政事情もありますので。そこらを総合的に判断して最終人数を決めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

委員長 ほかございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 今のご答弁でいくと、以前に私ら聞いていたんは、2人の退職者につき1人入れるということで聞いてましたが。そしたら今までの関係ではどうなってるんですか。

総務部長 ここ数年来、例えば退職補充、相当ございました、先に勸奨退職受けられる方が。7人、8人という退職がございましたんで。相当ございました。それについて半分補充しているか、そういう状況にはなっておりません。職員の定員管理計画よりも相当下回った数字となっておりますので。今現在はそれを取り戻すために、やはり退職者、例えば2名退職になれば、その分は最低限補充していかないと、今までの分を取り戻したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと

思います。

委員長

ほかございませんか。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

次に、(4)斑鳩町文化振興センター指定管理者の報告について、理事者の報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政  
課長

それでは、斑鳩町文化振興センター指定管理者の報告につきまして、資料2に基づきましてご報告を申し上げます。

はじめに、斑鳩町文化振興財団の収支計算書 前年度比較についてであります。

収支計算書とは、会計年度のすべての収入、支出の明細表でございます。本表では、その明細を各事業活動別に前年度と比較し、各科目の執行状況の増減を明らかにしたものでございます。

まず、Iの事業活動収支の部についてであります。平成19年度の収入は、(2)の事業収入である自主事業収入、(4)の補助金等収入の増加により、前年度と比較して、1,161万6,606円増の1億5,099万2,214円となっております。

一方、平成19年度の支出は、(1)の事業費支出、①の自主事業費支出、(2)の管理費支出、①の総務管理費支出、(3)の過年度消費税修正支出の増加により、前年度と比較して、962万1,606円増の1億4,899万7,214円となっております。その結果、収支差額は199万5千円となっております。

次に、投資活動収支の部では、支出のみ(1)の固定資産取得支出で防犯カメラの購入費199万5,000円となっております。この費用は、事業活動収支差額を充てております。

なお、平成19年度においては、財務活動収支、予備費支出はござ



いませんでした。また、斑鳩町が文化振興財団に支払っている費用は、(3)の受託事業収入の施設管理受託料事業収入では、前年度と比較して9万7,298円減少しているものの、(4)の補助金等収入で、備考欄に記載しておりますとおり、文化振興財団補助金が前年度と比較して143万1,767円増加したことから、差し引き133万4,469円の増となっております。

次に、いかるがホール施設管理運営費の内容につきまして、ご説明を申し上げます。恐れ入りますが、2ページをご覧くださいませでしょうか。いかるがホール施設管理運営費 前年度比較でございます。本表は、いかるがホール施設管理運営費の経費の内容を明らかにしておりますとともに、前年度と比較し、その増減を明らかにしたものでございます。平成19年度のいかるがホール施設管理運営費は、1億420万1,033円で、前年度と比較して、258万4,641円の増となりました。その費用の主な内訳は、人件費が2,307万499円、光熱水費が1,448万5,798円、委託料が4,884万8,660円、事務費が1,176万481円、少し飛びまして、消費税が263万8,200円、備品購入費が199万5,000円等となっております。これら費用を前年度と比較いたしますと、人件費が正職員の1名の雇用により、465万6,972円の増、委託料がホール総合管理業務委託料の見直し、電算機の更新完了の減により、221万1,300円の減、事務費が電算機器の再リース等により、158万3,572円の減、修繕費が冷温水器の後部煙室・炉筒耐火材の交換修理が完了したことにより、186万7,904円の減となっております。また、消費税については、これまでは前年度の消費税納付分を翌年度に支払っておりましたが、監事さまからのご指摘により当該年度の費用をもって支払うこととしたため、129万4,700円の増、備品購入費では、防犯カメラの設置により、199万5,000円の増となっております。

次に、文化振興財団の自主事業の収支内容につきまして、ご説明を申し上げます。恐れ入りますが、3ページをご覧くださいませでしょ

うか。自主事業比較表でございます。この比較表は、各年度の収支差額に着目した分析表となっております。右端の「平成19年度」の「合計」のところをご覧くださいませでしょうか。平成19年度の事業収入は、2,055万円で、事業支出は、2,087万3,000円となっております。この結果、収支差額は32万3,000円の損失となっております。また、事業収入を事業支出で除しました収支比率は98.5%となっております。自主事業における収支差額、収支比率につきましては、年々、改善されてきており、平成19年度では、平成15年度と比較して、損失額は768万3,000円、収支比率は33ポイント改善しております。

次に、いかるがホール友の会会員数の推移についてでございます。文化振興財団の運営を安定的に行っていくためには、友の会の会員数の確保は欠かせないものとなっております。右端の「平成19年度」のところをご覧くださいませでしょうか。平成19年度では、会員数は、一般会員が530人、学生会員が8人、法人会員口数が37口で、総数で575人となっております。これを前年度と比較いたしますと、17人増加しております。いかるがホール友の会会員数につきましては、全体としては、年々増加しているところではございますが、ただ、法人会員の減少傾向が引き続き、見られますことから、法人会員の減少の歯止め、さらには増やすことが課題となっており、これらに向けた取り組みを行っていく必要があるものと考えております。

以上のように、文化振興センターの指定管理者として指定を受けた文化振興財団におきましては、指定管理者としての責務を認識され、その業務執行にあたっては、兼務職員1名が嘱託職員、また正職員の1名の採用により人件費の増加は見られるものの、委託料、リース料等の見直しが図られております。また、自主事業におきましては、天道よしみコンサート等の大型事業に取り組み、事業内容の活性化に努められたところでございます。

しかしながら、文化振興財団の監査報告書のなかでも述べられておりますように、施設管理業務面における費用増加要因の検討課題、文

化振興業務における基本的な枠組みの明示、指定管理者制度の運用面における受託者の意欲を高める方策、新公益法人制度への対応、基本財産の運用につきまして、ご意見をいただいているところでございます。

これら課題につきましては、認可機関でもございます奈良県とも協議を行い、文化振興財団のより効率的な運営が行えるよう研究してまいるとともに、今後におきましても運営面での工夫はもちろんのこと、サービスの質的向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、文化振興財団指定管理者の報告についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。伴委員。

伴委員 2ページのところで設備購入費っていいですか、このなかに199万5千円、これの防犯カメラという説明いただきましたけれど、これどこに何台置いてくれはりましたんやろか。

企画財政課長 防犯カメラの設置につきましては、駐輪場のところに2台、小ホールの前のホワイエのところに1台、それと2階の廊下のところですね、2台、計5台設置さしていただいたところでございます。

委員長 ほかがございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 まず、町からの補助金約150万円増えてるっていうことなんですが、これは委託事業に対する補助金なんですか。

企画財政課長 これにつきましては、文化振興財団の財団本体の運営に関する部分でございます。

嶋田委員 詳しく言ってください。

企画財政課長 その内容についてでございますが、ホール自身で総務管理費がございますけれど、それにかかる部分の補助金でございます。なお補助金につきましては自主事業のいわゆる赤字補填分もございますけれども、今回の部分につきましては30万円程度となっておりますことから、文化振興財団本体の運営にかかる補助金を支出したところでございます。以上です。

嶋田委員 それと先ほど備品購入費で防犯カメラ5台設置したということなんですけれども。特に駐輪場ですね。自転車の盗難等あったようには聞いてますが、これ設置後はどのようになっているのかちょっとお聞かせください。

企画財政課長 防犯カメラ設置後の対応なんですけれども、各カメラのモニターにつきましては、事務室の方で監視しているところでございます。仮に不審な行動が見られますと西和警察の方に連絡させていただきまして、西和警察の方が巡回の方さしていただいているところでございます。

嶋田委員 なるほどそういうシステムも結構かと思えますけど。常時、モニターを監視してはるんですか。

企画財政課長 一応、常時モニターの方はついておる状況でございます。仮にそのとき見逃すこともございますけれども、録画の方も撮っておりますので、仮に駐輪場等で自転車がなくなったり、オートバイがなくなったりとかということがございましたら、その録画のテープを見ることができますので、後日警察の方に連絡さしていただきまして、対応の方お願いしているところでございます。

委員長 ほかがございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
次に、(5) 子ども模擬議会について、理事者の報告を求めます。  
野崎教育委員会総務課長。

教委総務 それでは、各課報告事項の(5) 子ども模擬議会についてご報告さ  
課長 せていただきたいと思います。

子ども模擬議会につきましては、本年度14回目を迎えることとなりました。子ども模擬議会につきましては、斑鳩町の様子や奈良県の暮らし、日本の経済歴史、政治等を基礎に斑鳩町や身の回りのことを考えながら、一日議員として議場において身近な事項を発表することによりまして郷土に対する愛着を深めるとともに、行政や議会に関心を持つ機会づくりをねらいとしております。斑鳩町、斑鳩町議会、斑鳩町教育委員会の3者で共催して開催させていただいているものでございます。今回も開催させていただくにあたりまして、先般、中川議長さんと打合せをさせていただきまして、日程を協議させていただきました結果、来る8月22日の金曜日に開催するという事にさせていただきました。当日は、午前9時半から正午までの予定で議会議場をお借りいたしまして、町内の小学校6年生と中学1年生の20人以内の児童、生徒が町長をはじめとする理事者に対しまして、未来の斑鳩町について総合的な学習等で地域について、自ら調べ、学んだ内容を踏まえまして、意見や希望を述べ、町理事者がこれに答えるという一般質問の形式でこれを行うものでございます。

また、8月21日の木曜日に午前中、議場をお借りいたしましてリハーサルを行う予定でございます。

議長におかれましては、誠にご多忙中のなか2日間に渡りましてご協力をいただくわけでございますけれども、このことにつきまして快くご承諾いただいているところでございます。

今後、各小学校、中学校におきまして、議員の選出等を進めていただくということになるわけでございますけれども、8月22日の金曜日の当日につきましては、選出されました一日議員ばかりでなく、他の児童や保護者の方々にも傍聴をいただくように周知してまいりたいと考えております。

以上、子ども模擬議会の開催についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

次に、(6)町民プールの開館について、理事者の報告を求めます。

清水生涯学習課長。

生涯学習 それでは、町民プールの開館について、ご報告させていただきます。

課長 今年も、来月7月1日より8月31日までの2ヶ月間、町民プールの開館をいたします。

開館にあたりまして、6月18日にプールの水を抜き、20日には25mプール、流水プール、幼児用プール内の清掃作業及び排水口の安全点検、ボルトなどの緩み等がないかなどの点検を徹底して行う予定でございます。そして、開館日前日の30日に、西和消防署により、AEDの使用方法なども含めた救命救急講習を行い、委託業者を含む関係職員が受講する予定でございます。

このように、開館にあたりましては、万全の体制で運営をして参りたいと考えております。また、開館いたしましてからも、日常点検といたしまして、排水口の安全点検や水質検査なども適宜行い、住民の方々に安心して利用していただけるよう努めて参りたいと思います。

あと、平日の午前中など、利用者の少ない時期におきまして、多く

の方々に町民プールをご利用いただくため、8月にスイミングフェスティバルや水泳教室などの開催についても準備をただ今進めております。また、施設のリニューアルを図るために、建物及びプール周囲の目隠し板の塗装を6月19日より行なう予定でございます。そして、利用者の熱中症対策として、救護室にクーラーを設置する工事を20日より予定しております。

以上、町民プール開館についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

次に、(7)消防運営委員会の開催について、理事者の報告を求めます。佐藤総務課長。

総務課長 消防運営委員会の開催でございます。本日の総務常任委員会の終了後、午後2時から消防運営委員会を開催させていただきます。委員の皆さん方におかれましては、午前と午後の会議になりますが出席賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

他に理事者の方からなにか報告はございませんか。

( な し )

委員長        それでは、各課報告事項については、報告を受けたということで終わります。

次に、その他について、各委員から質疑、意見等があればお受けいたします。    嶋田委員。

嶋田委員        先ほど町民プールについては詳しくご報告いただきましたけれども。各小学校ではもうプール使用が始まっているし、中学校でもなんか今日プールの清掃やと聞いてますねんけれど。その小学校、中学校についてのプール状況についてはどうですか。

教委総務課長    各小中学校のプール状況の報告でございますけれども。まず、小学校からいきますと、プール開きにつきましては、斑鳩小学校6月16日から7月31日まで、西小学校につきましては6月9日から7月31日まで、東小学校につきましては6月13日から7月31日まで。それから斑鳩中学校につきましては、5月27日から9月19日、南中学校につきましては6月23日から9月19日ということで、中学校につきましてはクラブ活動等の関係ございまして9月まで延長しているということでございます。

それと清掃の点検ということでございますけれど、機械の点検日に併せましてプールの排水口等についての、固定をされているか、また浄化槽、ろ過機等について正常に機能しているかといったことにつきましても併せて安全点検を実施しているところでございます。

以上でございます。

嶋田委員        わかりました。ノロいうんですかね、ノロウィルス。私、専門家ではないんで、それはプールの場合でも感染するんですかね。そこらへんはどのように対策考えておられますか。

教育長         ノロの、前回ありました感染では、トイレとか嘔吐とか、そういうところから感染してるのが多いというようなことを聞かされています。



そのノロの菌の持っている子どもたちが廊下の壁とか手摺りとか触って、それが広がっていくと聞いております。しかしそのプールの入ったことによって感染がどうかというのはまだ確認できておりません。そのへんは保健指導の先生に確認して子どもたちへの学校の注意事項として指導していきたいというふうに考えています。

委員長           ほかがございませんか。

（ な し ）

委員長           ないようですので、継続審査案件についてお諮りしたいと思います。お手元にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長           異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをよろしくお願いいたします。以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長           異議なしと認めます。それでは、閉会にあたりまして、町長の挨拶をお受けします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

( 午前 9時59分 閉会 )